

令和6年度介護職員処遇改善加算等
改善計画について【周知】

賃金改善実施期間	令和6年4月～令和7年3月			
算定する加算の区分	◇令和6年4月～令和6年5月 ・ 処遇改善加算（Ⅰ）・特定処遇改善加算（Ⅰ） ・ ベースアップ加算 ◇令和6年6月～令和7年3月（新加算） ・ 処遇改善加算（Ⅰ）			
処遇改善加算等見込額	126,924,620円			
うち、前年度と比較して増加する加算見込額	10,804,600円			
うち、令和7年度の賃金改善に繰越す見込額	2,340,600円			
賃金改善見込額	181,894,544円			
【賃金改善方法について】				
(1) 基本給				
・ 定期昇給　　・ 定期昇給に伴う賞与の増額分				
(2) 介護職員処遇改善手当				
・ 介護職員　　月額12,000円を支給				
(3) 介護職員特定処遇改善手当 （職員の経験年数・勤務する事業所・職員の等級号俸により決定）				
・ 経験・技術のある介護職員　月額10,000円から月額51,000円				
・ その他の介護職員　　月額0円から月額8,000円				
(4) 介護職員ベースアップ手当				
・ 介護職員　夜勤従事者　　月額8,000円				
非夜勤従事者　　月額5,000円				
・ 看護職員（夜勤・待機従事者）　月額8,000円				
・ その他の職種（支援相談員・生活相談員）　月額5,000円				
（作業療法士・言語聴覚士）　月額3,000円				
(5) 処遇改善支援手当【令和6年6月より】				
・ 職員（契約職員及び役職員を除く）月額4,000円				
(6) 上記（1）～（5）の改善に伴う法定福利費増額分				

【キャリアパス要件について】

要件Ⅰ

- イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ. 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ. 上記の内容について就業規則等の明確な根拠規定を整備し周知している。

要件Ⅱ

- イ. 資格取得のための支援の実施

介護福祉士資格取得のための研修受講については勤務扱いとし、交通費等を事業者が負担します。

要件Ⅲ（※契約職員についても要件を満たすよう令和6年度中に整備します）

- イ. 介護職員について一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けている。
 - ・経験に応じて昇給する仕組み
 - ・資格に応じて昇給する仕組み
 - ・一定の基準に基づき定期に昇給する仕組み

【職場環境等に関する取組みについて】

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害者支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
両立支援・多様な働き方推進	<ul style="list-style-type: none">・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

【見える化要件について】

- ・自社のホームページに掲載
- ・事業所・施設建物で外部から見える場所へ掲示